

議案第 1 号

平成26年度富山県一般会計予算

平成26年度富山県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 557,266,481 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

		歳 入	(単位 千円)
款	項	金	額
1 県	税		114,255,000
	1 県	民 税	43,155,000
	2 事	業 税	19,809,000
	3 地 方	消 費 税	18,098,000
	4 不 動 産	取 得 税	2,606,000
	5 県	た ば こ 税	1,191,000
	6 ゴ ル フ 場	利 用 税	309,000
	7 自 動 車	取 得 税	939,000
	8 軽 油	引 取 税	11,098,000
	9 自 動 車	税	17,039,000
	10 鉱 区	税	1,000
11 狩 猟	税	10,000	
2 地方消費税清算金			24,656,520
	1 地方消費税清算金		24,656,520
3 地方譲与税			20,991,001
	1 地方法人特別譲与税		18,567,000

	2 地方揮発油譲与税	2,265,000
	3 石油ガス譲与税	127,000
	4 航空機燃料譲与税	32,000
	5 地方道路譲与税	1
4 地方特例交付金		357,000
	1 地方特例交付金	357,000
5 地方交付税		130,200,000
	1 地方交付税	130,200,000
6 交通安全対策金 特別交付金		370,000
	1 交通安全対策金 特別交付金	370,000
7 分担金及び負担金		3,242,098
	1 分担金	384,481
	2 負担金	2,857,617
8 使用料及び手数料		9,454,779
	1 使用料	7,250,493
	2 手数料	2,204,286
9 国庫支出金		52,704,894
	1 国庫負担金	20,528,284
	2 国庫補助金	30,914,533

	3 委 託 金	1,262,077
10 財 産 収 入		1,579,432
	1 財 産 運 用 収 入	496,228
	2 財 産 売 払 収 入	1,083,204
11 寄 附 金		109,949
	1 寄 附 金	109,949
12 繰 入 金		25,920,022
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,560,100
	2 基 金 繰 入 金	22,359,922
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		81,727,185
	1 延 滞 金、加 算 金 料 及 び 過	157,501
	2 県 預 金 利 子	30,250
	3 公 営 企 業 貸 付 金 入 元 利 収 入	3,130,136
	4 貸 付 金 元 利 収 入	63,898,453
	5 受 託 事 業 収 入	1,321,727
	6 収 益 事 業 収 入	3,350,421
	7 雑 入	9,838,697

15 県	債		91,698,600	
		1 県	債	91,698,600
歳 入 合 計			557,266,481	
歳 出			(単位 千円)	
款	項	金	額	
1 議 会 費			1,068,569	
	1 議 会 費		1,068,569	
2 総 務 費			34,870,882	
	1 総 務 管 理 費		8,377,039	
	2 企 画 費		16,667,663	
	3 自 然 保 護 費		1,235,268	
	4 徴 税 費		4,655,137	
	5 市 町 村 振 興 費		1,862,668	
	6 選 挙 費		18,745	
	7 防 災 費		1,281,631	
	8 統 計 調 査 費		512,765	
	9 人 事 委 員 会 費		119,110	
	10 監 査 委 員 費		140,856	
3 民 生 費			52,923,213	

一般会計

	1 社会福祉費	38,913,714
	2 児童福祉費	13,503,525
	3 生活保護費	396,121
	4 災害救助費	109,853
4 衛生費		28,833,248
	1 公衆衛生費	19,135,294
	2 環境衛生費	973,060
	3 保健所費	1,645,169
	4 医務費	4,581,644
	5 薬務費	1,060,354
	6 公害防止費	1,437,727
5 労働費		4,532,280
	1 労政費	735,472
	2 職業訓練費	1,544,033
	3 失業対策費	2,184,735
	4 労働委員会費	68,040
6 農林水産業費		39,828,270
	1 農業費	9,424,088
	2 畜産業費	782,714

	3 農 地 費	13,580,825
	4 林 業 費	13,653,040
	5 水 産 業 費	2,387,603
7 商 工 費		63,058,576
	1 商 業 費	56,977,244
	2 工 鉱 業 費	4,666,171
	3 観 光 費	1,415,161
8 土 木 費		65,066,912
	1 土 木 管 理 費	8,038,770
	2 道 路 橋 り ょ う 費	26,135,441
	3 河 川 海 岸 費	15,271,605
	4 港 湾 費	5,473,978
	5 都 市 計 画 費	8,990,514
	6 住 宅 費	1,156,604
9 警 察 費		25,275,791
	1 警 察 管 理 費	24,718,326
	2 警 察 活 動 費	557,465
10 教 育 費		110,562,489
	1 教 育 総 務 費	8,009,847

	2 小 学 校 費	33,821,473
	3 中 学 校 費	18,995,462
	4 高 等 学 校 費	26,813,235
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,817,952
	6 大 学 費	2,752,564
	7 社 会 教 育 費	8,676,025
	8 保 健 体 育 費	1,675,931
11 災 害 復 旧 費		5,264,731
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,460,310
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,804,421
12 公 債 費		93,021,885
	1 公 債 費	93,021,885
13 諸 支 出 金		32,759,635
	1 諸 支 出 金	32,759,635
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		557,266,481

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 警察費	1 警察管理費	警察施設補修費	143,017	平成26年度	28,604
				平成27年度	114,413
		警察署庁舎 建設費	3,381,572	平成26年度	3,213
				平成27年度	1,127,119
				平成28年度	2,251,240
10 教育費	4 高等学校費	高等学校建設 事業費 (魚津工業、高岡工芸)	1,770,000	平成26年度	354,000
				平成27年度	1,416,000
	5 特別支援 学校費	特別支援学校 建設事業費	418,000	平成26年度	247,800
				平成27年度	165,200

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域開発推進費	平成27年度	10,000
印刷広報費	平成27年度	2,900
行政情報システム推進事業	平成27年度から 平成31年度まで	19,856
富山県庁情報通信網整備事業	平成27年度から 平成32年度まで	216,501
県立大学入試教務システム整備事業	平成27年度から 平成31年度まで	46,650
県立大学自動証明書発行システム整備事業	平成27年度から 平成31年度まで	10,665
富山県農林水産総合技術センター本館耐震補強工事	平成27年度	40,553
税オンラインシステム整備事業	平成27年度	94,530
近代美術館移転新築整備事業	平成27年度	5,520,634
富山県水墨美術館管理運営事業	平成27年度	2,700
富山県立山博物館管理運営事業	平成27年度	3,000
富山県再生可能エネルギー等導入推進基金事業	平成27年度	28,801

一般会計

<p>富山県福祉施設支援資金貸付事業損失補償</p> <p>1 相手方 社会福祉法人富山県社会福祉協議会</p> <p>2 損失補償の対象 貸付事業に係る未収債権であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額</p>	<p>平成27年度から平成34年度まで</p>	<p>平成26年度の貸付事業に係る貸付事業費の30%に相当する額の範囲内</p>
<p>福祉情報システム管理運営事業</p>	<p>平成27年度から平成29年度まで</p>	<p>1,638</p>
<p>県内医薬品研究者等バーゼル大学等派遣事業</p>	<p>平成27年度</p>	<p>1,200</p>
<p>小規模企業者等設備導入資金貸付事業損失補償</p> <p>1 相手方 財団法人富山県新世紀産業機構</p> <p>2 損失補償の対象 設備資金貸付事業に係る未収債権であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額</p>	<p>平成26年度から平成34年度まで ただし、小規模企業者等設備導入資金助成法第5条第1項ただし書に規定する施設に係る貸付事業については 平成26年度から平成39年度まで</p>	<p>平成26年度の貸付事業に係る貸付事業費の10%に相当する額の範囲内</p>
<p>元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業損失補償</p> <p>1 相手方 財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業</p>	<p>投資債務保証事業については 平成26年度から平成38年度まで 融資債務保証事業については 平成26年度から平成35年度まで 直接投資事業については 平成26年度から</p>	<p>47,000</p>

<p>において、投資債務保証事業又は融資債務保証事業につき機構が代位弁済した額及び直接投資事業につき機構の損失が発生した場合の損失額に10分の7を乗じて得た額の合計額の範囲内</p>	<p>平成36年度まで</p>	
<p>中小企業制度融資損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 富山県の制度融資（小口事業資金あっせん保証融資資金、経営安定資金連鎖倒産防止枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>平成26年度</p>	<p>55,000</p>
<p>創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>平成26年度</p>	<p>14,000</p>
<p>経営安定資金地域産業対策枠経営安定特別分損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象</p>	<p>平成26年度から 平成35年度まで</p>	<p>5,000</p>

経営安定資金地域産業対策枠経営安定特別分について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額		
経営安定資金企業再生支援枠損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 経営安定資金企業再生支援枠について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額	平成26年度から 平成38年度まで	9,000
緊急経営改善資金損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 緊急経営改善資金について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額	平成26年度から 平成38年度まで	25,000
緊急雇用創出基金事業	平成27年度	240,000
技術専門学院コンピュータシステム整備事業	平成27年度から 平成31年度まで	24,951
民間委託職業訓練事業	平成27年度	149,339
農業近代化資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類	平成27年度から 平成46年度まで	年4.2%以内の利子補給 144,963

<p>農業近代化資金融通法 (昭和36年法律第 202 号) に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 1,500,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>		
<p>農業振興資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融 資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県農業振興資金融通 要綱 (平成12年農経第 869号) に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 農業経営安定資金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>平成27年度から 平成33年度まで</p>	<p>年 3.5 %以内の利子補給 6,422</p>
<p>球根優良品種導入資金利子 補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融 資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県球根優良品種導入 資金融通要綱 (昭和44年 農政第1049号) に基づく 資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 球根優良品種導入資金 40,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 3年以内</p>	<p>平成27年度から 平成29年度まで</p>	<p>年 2.0 %以内の利子補給 660</p>

<p>農業担い手育成強化資金利子補給</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 富山県農業担い手育成強化資金利子補給金交付要綱（平成13年富山県農林水産部長通知農経第 679号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>平成27年度から 平成33年度まで</p>	<p>年 1.5 %以内の利子補給 960</p>
<p>畜産特別資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 経営改善計画に基づき、借入金の償還軽減のため、農業協同組合その他の融資機関が畜産経営体に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>	<p>平成27年度から 平成51年度まで</p>	<p>年 0.5 %以内の利子補給 2,884</p>
<p>中山間地域活性化資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 中山間地域の農業を総合</p>	<p>平成27年度から 平成51年度まで</p>	<p>年 2.5 %以内の利子補給 6,791</p>

<p>的に振興し、地域の活性化を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 60,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>		
<p>農業経営基盤強化資金利子助成補助</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 日本政策金融公庫資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>平成27年度から 平成33年度まで</p>	<p>年 0.5 %以内の利子補給 2,166</p>
<p>農業経営負担軽減支援資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 農家の既往債務の軽減を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>平成27年度から 平成41年度まで</p>	<p>年 2.5 %以内の利子補給 21,928</p>

<p>新規就農者特別保証制度損失補償</p> <p>1 相手方 富山県農業信用基金協会 (以下「協会」という。)</p> <p>2 損失補償の対象 富山県が協会と締結する損失補償契約の対象となる債務保証につき、協会が代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>平成26年度</p>	<p>1,500</p>
<p>県営水利施設整備交付金事業庄川2期地区合口ダム管理制御施設整備工事</p>	<p>平成27年度</p>	<p>82,600</p>
<p>農業用水小水力発電受託事業小川用水地区水車発電機等製作据付工事</p>	<p>平成27年度</p>	<p>150,000</p>
<p>農業用水小水力発電受託事業中滝地区水車発電機等製作据付工事</p>	<p>平成27年度</p>	<p>300,000</p>
<p>農業用水小水力発電受託事業庄西幹線用水地区水車発電機等製作据付工事</p>	<p>平成27年度から 平成28年度まで</p>	<p>440,000</p>
<p>県営農村地域防災減災事業安居地区安居古堤堤体改修工事</p>	<p>平成27年度</p>	<p>100,000</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 (株)日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)</p> <p>2 損失補償の対象 公庫が富山県農林水産公</p>	<p>公庫が、公社に資金を貸し付けたときから当該貸付金の最終償還期限到来後10箇月の期間が満了し、公庫が補償の履行日として指定する日まで</p>	<p>貸付金の最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日(以下「損失確定日」という。)において、公庫が弁済を受けていない元金671,979千円、その利子(遅延利息を含む。)及び</p>

<p>社（以下「公社」という。）に造林資金 671,979 千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>		<p>損失確定日の翌日から補償履行日まで年11%の割合による利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金37,264千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>平成26年度から平成36年度まで</p>	<p>元金37,264千円及びその利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金 4,076,045 千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>平成26年度から平成27年度まで</p>	<p>元金 4,076,045 千円及びその利子の範囲内</p>
<p>漁業近代化資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）</p>	<p>平成27年度から平成47年度まで</p>	<p>年 3.5 %以内の利子補給 44,499</p>

<p>富山県漁業近代化資金制度実施要綱に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 400,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>		
<p>漁業近代化資金損失補償</p> <p>1 相手方 富山県漁業信用基金協会</p> <p>2 損失補償の対象 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき債務保証したものに付き代位弁済した額</p>	<p>平成26年度</p>	<p>1,000千円の範囲内において代位弁済したとき知事が認められた額</p>
<p>漁業経営安定等資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業経営の維持安定等を図るため、中小漁業者等に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 600,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>平成27年度から 平成42年度まで</p>	<p>年1.55%以内の利子補給 40,908</p>
<p>富山県道路公社事業資金債務保証</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 債務保証の対象 富山県道路公社が能越自</p>	<p>平成26年度から 平成36年度まで</p>	<p>元金1,300,000千円及びその利子相当額</p>

動車道有料道路事業運転資金に充てる借入金に係る債務		
伏木富山港（富山地区）富岩運河浚渫工事	平成27年度	218,000
県営住宅管理システム整備事業	平成27年度から平成31年度まで	6,380
財務会計システム整備事業	平成27年度から平成32年度まで	741,002
共回事務効率化推進事業	平成27年度から平成29年度まで	91,047
県立学校情報教育設備整備事業	平成27年度から平成32年度まで	183,763
交通管制システム整備事業	平成27年度から平成31年度まで	163,154
警衛警備器材整備事業	平成27年度から平成29年度まで	11,089
警察総合情報管理システム整備事業	平成27年度から平成32年度まで	152,973
運転免許証作成装置整備事業	平成27年度から平成31年度まで	197,558
サイバー犯罪対策器材整備事業	平成27年度から平成29年度まで	3,107
犯罪鑑識機材整備事業	平成27年度から平成33年度まで	13,084

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備費	134,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
緊急防災・減災費	3,022,000			
全国防災事業費	43,000			
並行在来線 対策費	13,125,000			
高志リハビリ テーション 病院費	11,000			
老人福祉施設 整備費	208,000			
水道事業出資金	16,000			
石綿健康被害 救済基金拠出金	19,600			
公事 等補助費	10,920,000			
県単独農林水産 業施設整備事業費	10,000			
北陸新幹線 整備費	6,041,000			
直轄事業 費金	10,668,000			
公園整備事業費	18,000			
合併推進事業費	1,713,000			
地方道 整備費	3,386,000			
自然災害 防止費	291,000			

警察施設整備費	174,000			
臨時高等学校費	400,000			
地域活性化費	163,000			
施設整備補助費	862,000			
補助直轄災害費	1,913,000			
単独災害復旧費	61,000			
行政改革推進費	300,000			
退職手当債	1,400,000			
臨時財政対策債	36,800,000			
計	91,698,600			

議案第 2 号

平成26年度富山県物品調達等管理特別会計予算

平成26年度富山県の物品調達等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 625,744 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000 千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			15,493
	1 繰 越 金		15,493
2 諸 収 入			610,251
	1 雑 入		610,251
歳 入 合 計			625,744
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			625,744
	1 総 務 管 理 費		625,744
歳 出 合 計			625,744

議案第 3 号

平成26年度富山県公債管理特別会計予算

平成26年度富山県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 157,904,491 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			96,045,491
	1 一般会計繰入金		92,947,077
	2 基金繰入金		3,098,414
2 県 債			61,859,000
	1 県 債		61,859,000
歳 入 合 計			157,904,491
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 公 債 費			157,904,491
	1 公 債 費		157,904,491
歳 出 合 計			157,904,491

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	61,859,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 4 号

平成26年度富山県収入証紙特別会計予算

平成26年度富山県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,416,781 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 証 紙 収 入			3,416,780
	1 証 紙 収 入		3,416,780
2 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
歳 入 合 計			3,416,781
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 出 金			3,416,781
	1 他 会 計 繰 出 金		3,416,781
歳 出 合 計			3,416,781

議案第 5 号

平成26年度富山県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成26年度富山県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,928千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			9,822
	1 一般会計繰入金		9,822
2 繰 越 金			17,854
	1 繰 越 金		17,854
3 諸 収 入			56,128
	1 県預金利子		31
	2 貸付金元利収入		56,097
4 県 債			19,124
	1 県 債		19,124
歳 入 合 計			102,928
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 民 生 費			102,928
	1 児童福祉費		102,928
歳 出 合 計			102,928

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金	19,124	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第2項、第4項又は第6項に定める方法による。

議案第 6 号

平成26年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算

平成26年度富山県の中小企業活性化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,117,294千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			278,609
	1 繰越金		278,609
2 諸収入			568,685
	1 県預金利息		1,546
	2 貸付金元利収入		566,139
	3 雑収入		1,000
3 県債			270,000
	1 県債		270,000
歳入合計			1,117,294
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 商工費			1,117,294
	1 工鉦業費		1,117,294
歳出合計			1,117,294

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業 高度化資金	270,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

平成26年度富山県就農支援資金特別会計予算

平成26年度富山県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,099千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			880
	1 一般会計繰入金		880
2 繰 越 金			60,128
	1 繰 越 金		60,128
3 諸 収 入			19,091
	1 県預金利子		100
	2 貸付金元利収入		18,991
歳 入 合 計			80,099
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			80,099
	1 農林金融対策費		80,099
歳 出 合 計			80,099

議案第 8 号

平成26年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成26年度富山県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,037千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			1,037
	1 一般会計繰入金		1,037
2 繰 越 金			36,348
	1 繰 越 金		36,348
3 諸 収 入			33,652
	1 県預金利子		1
	2 貸付金元利収入		33,650
	3 雑 入		1
歳 入 合 計			71,037
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			71,037
	1 水 産 業 費		71,037
歳 出 合 計			71,037

議案第 9 号

平成26年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算

平成26年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 348,096 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000 千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

議案第 1 号

平成26年度富山県一般会計予算

平成26年度富山県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 557,266,481 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

		歳 入	(単位 千円)
款	項	金	額
1 県	税		114,255,000
		1 県 民 税	43,155,000
		2 事 業 税	19,809,000
		3 地 方 消 費 税	18,098,000
		4 不 動 産 取 得 税	2,606,000
		5 県 た ば こ 税	1,191,000
		6 ゴ ル フ 場 利 用 税	309,000
		7 自 動 車 取 得 税	939,000
		8 軽 油 引 取 税	11,098,000
		9 自 動 車 税	17,039,000
		10 鉦 区 税	1,000
	11 狩 猟 税	10,000	
2 地方消費税清算金			24,656,520
		1 地方消費税清算金	24,656,520
3 地方譲与税			20,991,001
		1 地方法人特別譲与税	18,567,000

	2 地方揮発油譲与税	2,265,000
	3 石油ガス譲与税	127,000
	4 航空機燃料譲与税	32,000
	5 地方道路譲与税	1
4 地方特例交付金		357,000
	1 地方特例交付金	357,000
5 地方交付税		130,200,000
	1 地方交付税	130,200,000
6 交通安全対策 特別交付金		370,000
	1 交通安全対策 特別交付金	370,000
7 分担金及び負担金		3,242,098
	1 分担金	384,481
	2 負担金	2,857,617
8 使用料及び手数料		9,454,779
	1 使用料	7,250,493
	2 手数料	2,204,286
9 国庫支出金		52,704,894
	1 国庫負担金	20,528,284
	2 国庫補助金	30,914,533

	3 委 託 金	1,262,077
10 財 産 収 入		1,579,432
	1 財 産 運 用 収 入	496,228
	2 財 産 売 払 収 入	1,083,204
11 寄 附 金		109,949
	1 寄 附 金	109,949
12 繰 入 金		25,920,022
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3,560,100
	2 基 金 繰 入 金	22,359,922
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		81,727,185
	1 延 滞 金、加 算 金 料 及 び 過 料	157,501
	2 県 預 金 利 子	30,250
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	3,130,136
	4 貸 付 金 元 利 収 入	63,898,453
	5 受 託 事 業 収 入	1,321,727
	6 収 益 事 業 収 入	3,350,421
	7 雑 入	9,838,697

15 県	債		91,698,600	
		1 県	債	91,698,600
歳 入 合 計			557,266,481	
歳 出			(単位 千円)	
款	項	金	額	
1 議 会 費			1,068,569	
	1 議 会 費		1,068,569	
2 総 務 費			34,870,882	
	1 総 務 管 理 費		8,377,039	
	2 企 画 費		16,667,663	
	3 自 然 保 護 費		1,235,268	
	4 徴 税 費		4,655,137	
	5 市 町 村 振 興 費		1,862,668	
	6 選 挙 費		18,745	
	7 防 災 費		1,281,631	
	8 統 計 調 査 費		512,765	
	9 人 事 委 員 会 費		119,110	
	10 監 査 委 員 費		140,856	
3 民 生 費			52,923,213	

	1 社会福祉費	38,913,714
	2 児童福祉費	13,503,525
	3 生活保護費	396,121
	4 災害救助費	109,853
4 衛生費		28,833,248
	1 公衆衛生費	19,135,294
	2 環境衛生費	973,060
	3 保健所費	1,645,169
	4 医務費	4,581,644
	5 薬務費	1,060,354
	6 公害防止費	1,437,727
5 労働費		4,532,280
	1 労政費	735,472
	2 職業訓練費	1,544,033
	3 失業対策費	2,184,735
	4 労働委員会費	68,040
6 農林水産業費		39,828,270
	1 農業費	9,424,088
	2 畜産業費	782,714

	3 農 地 費	13,580,825
	4 林 業 費	13,653,040
	5 水 産 業 費	2,387,603
7 商 工 費		63,058,576
	1 商 業 費	56,977,244
	2 工 鉱 業 費	4,666,171
	3 観 光 費	1,415,161
8 土 木 費		65,066,912
	1 土 木 管 理 費	8,038,770
	2 道 路 橋 り ょ う 費	26,135,441
	3 河 川 海 岸 費	15,271,605
	4 港 湾 費	5,473,978
	5 都 市 計 画 費	8,990,514
	6 住 宅 費	1,156,604
9 警 察 費		25,275,791
	1 警 察 管 理 費	24,718,326
	2 警 察 活 動 費	557,465
10 教 育 費		110,562,489
	1 教 育 総 務 費	8,009,847

	2 小 学 校 費	33,821,473
	3 中 学 校 費	18,995,462
	4 高 等 学 校 費	26,813,235
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,817,952
	6 大 学 費	2,752,564
	7 社 会 教 育 費	8,676,025
	8 保 健 体 育 費	1,675,931
11 災 害 復 旧 費		5,264,731
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,460,310
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,804,421
12 公 債 費		93,021,885
	1 公 債 費	93,021,885
13 諸 支 出 金		32,759,635
	1 諸 支 出 金	32,759,635
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		557,266,481

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 警察費	1 警察管理費	警察施設補修費	143,017	平成26年度	28,604
				平成27年度	114,413
		警察署庁舎 建設費	3,381,572	平成26年度	3,213
			平成27年度	1,127,119	
			平成28年度	2,251,240	
	10 教育費	4 高等学校費	高等学校建設 事業費 (魚津工業、高岡工業)	1,770,000	平成26年度
平成27年度					1,416,000
5 特別支援 学校費		特別支援学校 建設事業費	413,000	平成26年度	247,800
				平成27年度	165,200

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域開発推進費	平成27年度	10,000
印刷広報費	平成27年度	2,900
行政情報システム推進事業	平成27年度から 平成31年度まで	19,856
富山県庁情報通信網整備事業	平成27年度から 平成32年度まで	216,501
県立大学入試教務システム整備事業	平成27年度から 平成31年度まで	46,650
県立大学自動証明書発行システム整備事業	平成27年度から 平成31年度まで	10,665
富山県農林水産総合技術センター本館耐震補強工事	平成27年度	40,553
税オンラインシステム整備事業	平成27年度	94,530
近代美術館移転新築整備事業	平成27年度	5,520,634
富山県水墨美術館管理運営事業	平成27年度	2,700
富山県立山博物館管理運営事業	平成27年度	3,000
富山県再生可能エネルギー等導入推進基金事業	平成27年度	28,801

一般会計

<p>富山県福祉施設支援資金貸付事業損失補償</p> <p>1 相手方 社会福祉法人富山県社会福祉協議会</p> <p>2 損失補償の対象 貸付事業に係る未収債権であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額</p>	<p>平成27年度から平成34年度まで</p>	<p>平成26年度の貸付事業に係る貸付事業費の30%に相当する額の範囲内</p>
<p>福祉情報システム管理運営事業</p>	<p>平成27年度から平成29年度まで</p>	<p>1,638</p>
<p>県内医薬品研究者等バーゼル大学等派遣事業</p>	<p>平成27年度</p>	<p>1,200</p>
<p>小規模企業者等設備導入資金貸付事業損失補償</p> <p>1 相手方 財団法人富山県新世紀産業機構</p> <p>2 損失補償の対象 設備資金貸付事業に係る未収債権であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額</p>	<p>平成26年度から平成34年度まで ただし、小規模企業者等設備導入資金助成法第5条第1項ただし書に規定する施設に係る貸付事業については 平成26年度から平成39年度まで</p>	<p>平成26年度の貸付事業に係る貸付事業費の10%に相当する額の範囲内</p>
<p>元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業損失補償</p> <p>1 相手方 財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業</p>	<p>投資債務保証事業については 平成26年度から平成38年度まで 融資債務保証事業については 平成26年度から平成35年度まで 直接投資事業については 平成26年度から</p>	<p>47,000</p>

<p>において、投資債務保証事業又は融資債務保証事業につき機構が代位弁済した額及び直接投資事業につき機構の損失が発生した場合の損失額に10分の7を乗じて得た額の合計額の範囲内</p>	<p>平成36年度まで</p>	
<p>中小企業制度融資損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 富山県の制度融資（小口事業資金あっせん保証融資資金、経営安定資金連鎖倒産防止枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>平成26年度</p>	<p>55,000</p>
<p>創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金（経営革新枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>平成26年度</p>	<p>14,000</p>
<p>経営安定資金地域産業対策枠経営安定特別分損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象</p>	<p>平成26年度から 平成35年度まで</p>	<p>5,000</p>

経営安定資金地域産業対策枠経営安定特別分について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額		
経営安定資金企業再生支援枠損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 経営安定資金企業再生支援枠について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額	平成26年度から 平成38年度まで	9,000
緊急経営改善資金損失補償 1 相手方 富山県信用保証協会 2 損失補償の対象 緊急経営改善資金について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額	平成26年度から 平成38年度まで	25,000
緊急雇用創出基金事業	平成27年度	240,000
技術専門学院コンピュータシステム整備事業	平成27年度から 平成31年度まで	24,951
民間委託職業訓練事業	平成27年度	149,339
農業近代化資金利子補給 1 相手方 農業協同組合その他の融資機関 2 資金の種類	平成27年度から 平成46年度まで	年 4.2 % 以内の利子補給 144,963

<p>農業近代化資金融通法 (昭和36年法律第 202 号) に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 1,500,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>		
<p>農業振興資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融 資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県農業振興資金融通 要綱 (平成12年農経第 869号) に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 農業経営安定資金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>平成27年度から 平成33年度まで</p>	<p>年 3.5 %以内の利子補給 6,422</p>
<p>球根優良品種導入資金利子 補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融 資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県球根優良品種導入 資金融通要綱 (昭和44年 農政第1049号) に基づく 資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 球根優良品種導入資金 40,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 3年以内</p>	<p>平成27年度から 平成29年度まで</p>	<p>年 2.0 %以内の利子補給 660</p>

<p>農業担い手育成強化資金利子補給</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 富山県農業担い手育成強化資金利子補給金交付要綱（平成13年富山県農林水産部長通知農経第 679号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>平成27年度から 平成33年度まで</p>	<p>年 1.5 %以内の利子補給 960</p>
<p>畜産特別資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 経営改善計画に基づき、借入金の償還軽減のため、農業協同組合その他の融資機関が畜産経営体に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>	<p>平成27年度から 平成51年度まで</p>	<p>年 0.5 %以内の利子補給 2,884</p>
<p>中山間地域活性化資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 中山間地域の農業を総合</p>	<p>平成27年度から 平成51年度まで</p>	<p>年 2.5 %以内の利子補給 6,791</p>

<p>的に振興し、地域の活性化を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 60,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>		
<p>農業経営基盤強化資金利子助成補助</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 日本政策金融公庫資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>平成27年度から 平成33年度まで</p>	<p>年0.5%以内の利子補給 2,166</p>
<p>農業経営負担軽減支援資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 農家の既往債務の軽減を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>平成27年度から 平成41年度まで</p>	<p>年2.5%以内の利子補給 21,928</p>

<p>新規就農者特別保証制度損失補償</p> <p>1 相手方 富山県農業信用基金協会 (以下「協会」という。)</p> <p>2 損失補償の対象 富山県が協会と締結する損失補償契約の対象となる債務保証につき、協会が代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	平成26年度	1,500
<p>県営水利施設整備交付金事業庄川2期地区合口ダム管理制御施設整備工事</p>	平成27年度	82,600
<p>農業用水小水力発電受託事業小川用水地区水車発電機等製作据付工事</p>	平成27年度	150,000
<p>農業用水小水力発電受託事業中滝地区水車発電機等製作据付工事</p>	平成27年度	300,000
<p>農業用水小水力発電受託事業庄西幹線用水地区水車発電機等製作据付工事</p>	平成27年度から 平成28年度まで	440,000
<p>県営農村地域防災減災事業安居地区安居古堤堤体改修工事</p>	平成27年度	100,000
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 (株)日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)</p> <p>2 損失補償の対象 公庫が富山県農林水産公</p>	<p>公庫が、公社に資金を貸し付けたときから当該貸付金の最終償還期限到来後10箇月の期間が満了し、公庫が補償の履行日として指定する日まで</p>	<p>貸付金の最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日(以下「損失確定日」という。)において、公庫が弁済を受けていない元金671,979千円、その利子(遅延利息を含む。)及び</p>

<p>社（以下「公社」という。）に造林資金 671,979 千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>		<p>損失確定日の翌日から補償履行日まで年11%の割合による利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償 1 相手方 北陸銀行その他の金融機関 2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金37,264千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>平成26年度から平成36年度まで</p>	<p>元金37,264千円及びその利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償 1 相手方 北陸銀行その他の金融機関 2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金 4,076,045 千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	<p>平成26年度から平成27年度まで</p>	<p>元金 4,076,045 千円及びその利子の範囲内</p>
<p>漁業近代化資金利子補給 1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関 2 資金の種類 漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）</p>	<p>平成27年度から平成47年度まで</p>	<p>年 3.5 % 以内の利子補給 44,499</p>

<p>富山県漁業近代化資金制度実施要綱に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 400,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>		
<p>漁業近代化資金損失補償</p> <p>1 相手方 富山県漁業信用基金協会</p> <p>2 損失補償の対象 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき債務保証したものに付き代位弁済した額</p>	<p>平成26年度</p>	<p>1,000千円の範囲内において代位弁済したとき知事が認めた額</p>
<p>漁業経営安定等資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業経営の維持安定等を図るため、中小漁業者等に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 600,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>	<p>平成27年度から 平成42年度まで</p>	<p>年1.55%以内の利子補給 40,908</p>
<p>富山県道路公社事業資金債務保証</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機関</p> <p>2 債務保証の対象 富山県道路公社が能越自</p>	<p>平成26年度から 平成36年度まで</p>	<p>元金1,300,000千円及びその利子相当額</p>

動車道有料道路事業運転資金に充てる借入金に係る債務		
伏木富山港（富山地区）富岩運河浚渫工事	平成27年度	218,000
県営住宅管理システム整備事業	平成27年度から平成31年度まで	6,380
財務会計システム整備事業	平成27年度から平成32年度まで	741,002
共回事務効率化推進事業	平成27年度から平成29年度まで	91,047
県立学校情報教育設備整備事業	平成27年度から平成32年度まで	183,763
交通管制システム整備事業	平成27年度から平成31年度まで	163,154
警衛警備器材整備事業	平成27年度から平成29年度まで	11,089
警察総合情報管理システム整備事業	平成27年度から平成32年度まで	152,973
運転免許証作成装置整備事業	平成27年度から平成31年度まで	197,558
サイバー犯罪対策器材整備事業	平成27年度から平成29年度まで	3,107
犯罪鑑識機材整備事業	平成27年度から平成33年度まで	13,084

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備費	134,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
緊急防災・減災費	3,022,000			
全国防災事業費	43,000			
並行在来線 対策費	13,125,000			
高志リハビリ テーション病 院整備費	11,000			
老人福祉施設 整備費	208,000			
水道事業出資金	16,000			
石綿健康被害 救済基金拠出 金	19,600			
公事 等補助費	10,920,000			
県単独農林水産 業施設整備事 業費	10,000			
北陸新幹線 整備費	6,041,000			
直轄事業 費金	10,668,000			
公園整備事業費	18,000			
合併推進事業費	1,713,000			
地方道 整備費	3,386,000			
自然災害 防止費	291,000			

警察施設整備費	174,000			
臨時高等学校費	400,000			
地域活性化費	163,000			
施設整備補助費	862,000			
補助直轄災害復旧事業費	1,913,000			
単独災害復旧費	61,000			
行政改革推進費	300,000			
退職手当債	1,400,000			
臨時財政対策債	36,800,000			
計	91,698,600			

議案第 2 号

平成26年度富山県物品調達等管理特別会計予算

平成26年度富山県の物品調達等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ625,744千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			15,493
	1 繰 越 金		15,493
2 諸 収 入			610,251
	1 雑 入		610,251
歳 入 合 計			625,744
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			625,744
	1 総 務 管 理 費		625,744
歳 出 合 計			625,744

議案第 3 号

平成26年度富山県公債管理特別会計予算

平成26年度富山県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 157,904,491 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			96,045,491
	1 一 般 会 計 繰 入 金		92,947,077
	2 基 金 繰 入 金		3,098,414
2 県 債			61,859,000
	1 県 債		61,859,000
歳 入 合 計			157,904,491
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 公 債 費			157,904,491
	1 公 債 費		157,904,491
歳 出 合 計			157,904,491

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	61,859,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 4 号

平成26年度富山県収入証紙特別会計予算

平成26年度富山県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,416,781千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		3,416,780
	1 証 紙 収 入	3,416,780
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,416,781

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,416,781
	1 他 会 計 繰 出 金	3,416,781
歳 出 合 計		3,416,781

議案第 5 号

平成26年度富山県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成26年度富山県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,928千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			9,822
	1 一般会計繰入金		9,822
2 繰 越 金			17,854
	1 繰 越 金		17,854
3 諸 収 入			56,128
	1 県預金利子		31
	2 貸付金元利収入		56,097
4 県 債			19,124
	1 県 債		19,124
歳 入 合 計			102,928
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 民 生 費			102,928
	1 児童福祉費		102,928
歳 出 合 計			102,928

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金	19,124	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法第37条第2項、第4項又は第6項に定める方法による。

議案第 6 号

平成26年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算

平成26年度富山県の中小企業活性化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,117,294千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			278,609
	1 繰 越 金		278,609
2 諸 収 入			568,685
	1 県 預 金 利 子		1,546
	2 貸 付 金 元 利 収 入		566,139
	3 雑 入		1,000
3 県 債			270,000
	1 県 債		270,000
歳 入 合 計			1,117,294
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 商 工 費			1,117,294
	1 工 鉱 業 費		1,117,294
歳 出 合 計			1,117,294

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業 高度化資金	270,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

平成26年度富山県就農支援資金特別会計予算

平成26年度富山県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,099千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			880
	1 一般会計繰入金		880
2 繰 越 金			60,128
	1 繰 越 金		60,128
3 諸 収 入			19,091
	1 県預金利子		100
	2 貸付金元利収入		18,991
歳 入 合 計			80,099
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			80,099
	1 農林金融対策費		80,099
歳 出 合 計			80,099

議案第 8 号

平成26年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成26年度富山県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,037千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			1,037
	1 一般会計繰入金		1,037
2 繰 越 金			36,348
	1 繰 越 金		36,348
3 諸 収 入			33,652
	1 県預金利子		1
	2 貸付金元利収入		33,650
	3 雑 入		1
歳 入 合 計			71,037
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			71,037
	1 水 産 業 費		71,037
歳 出 合 計			71,037

議案第 9 号

平成26年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算

平成26年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 348,096 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000 千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		22,153
	1 負 担 金	22,153
2 使用料及び手数料		90,001
	1 使 用 料	90,001
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		43,007
	1 一 般 会 計 繰 入 金	43,007
5 繰 越 金		28,337
	1 繰 越 金	28,337
6 諸 収 入		164,597
	1 県 預 金 利 子	106
	2 貸 付 金 元 利 収 入	87,065
	3 雑 収 入	77,426
歳 入 合 計		348,096

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 農 林 水 産 業 費		348,096	
	1 林 業 費	348,096	
歳 出 合 計			348,096

議案第 10 号

平成26年度富山県奨学資金特別会計予算

平成26年度富山県の奨学資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 238,699 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 国庫支出金			16,903
	1 国庫補助金		16,903
2 繰入金			24,498
	1 一般会計繰入金		4,498
	2 基金繰入金		20,000
3 繰越金			40,824
	1 繰越金		40,824
4 諸収入			156,474
	1 貸付金元利収入		151,207
	2 雑収入		5,267
歳入合計			238,699
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 教育費			238,699
	1 教育総務費		238,699
歳出合計			238,699

平成26年度富山県公共用地先行取得事業 特別会計予算

平成26年度富山県の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,637,593千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,100,000千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			502,701
	1 財 産 運 用 収 入		83,279
	2 財 産 売 払 収 入		419,422
2 繰 入 金			3,642
	1 一 般 会 計 繰 入 金		3,642
3 繰 越 金			31,250
	1 繰 越 金		31,250
4 県 債			1,100,000
	1 県 債		1,100,000
歳 入 合 計			1,637,593
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			83,279
	1 総 務 管 理 費		83,279
2 土 木 費			1,554,314
	1 土 木 管 理 費		223,672

	2 県単独公共用地先行 取得事業費	1,325,642
	3 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		1,637,593

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県単独公共用地特別先行取得事業費	平成27年度から 平成28年度まで	300,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地 先行取得事業費	1,100,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

平成26年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」 資金特別会計予算

平成26年度富山県の「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,549,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			501,945
	1 財 産 運 用 収 入		501,945
2 繰 越 金			3,046,467
	1 繰 越 金		3,046,467
3 諸 収 入			1,188
	1 県 預 金 利 子		1,188
歳 入 合 計			3,549,600
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			3,549,600
	1 総 務 管 理 費		3,549,600
歳 出 合 計			3,549,600

議案第 13 号

平成26年度富山県港湾施設特別会計予算

平成26年度富山県の港湾施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,750,499千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			373,450
	1 使 用 料		373,450
2 繰 入 金			946,047
	1 一 般 会 計 繰 入 金		946,047
3 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
4 諸 収 入			1
	1 雑 入		1
5 県 債			431,000
	1 県 債		431,000
歳 入 合 計			1,750,499
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 土 木 費			1,750,499
	1 港 湾 費		1,750,499
歳 出 合 計			1,750,499

港湾施設特別会計

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	316,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期 間を含め30年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
荷役機械建設費	15,000			
借換債	100,000			
計	431,000			

議案第 14 号

平成26年度富山県工業用地等管理特別会計予算

平成26年度富山県の工業用地等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 117,332 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			50,989
	1 使 用 料		50,989
2 財 産 収 入			66,027
	1 財 産 運 用 収 入		44,168
	2 財 産 売 払 収 入		21,859
3 繰 越 金			3
	1 繰 越 金		3
4 諸 収 入			313
	1 県 預 金 利 子		1
	2 雑 入		312
歳 入 合 計			117,332
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 臨海工業用地 造成事業費			48,483
	1 臨海工業用地 造成事業費		48,483
2 太閤山住宅団地 造成事業費			21,858

工業用地等管理特別会計

	1 太閣山住宅団地造成事業費	21,858
3 ふ頭用地造成事業費		46,991
	1 ふ頭用地造成事業費	46,991
歳 出 合 計		117,332

平成26年度富山県流域下水道事業特別会計予算

平成26年度富山県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,872,412千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,927,731
	1 負 担 金	2,927,731
2 国庫支出金		1,681,000
	1 国庫補助金	1,681,000
3 繰入金		1,328,164
	1 一般会計繰入金	1,328,164
4 繰越金		116,044
	1 繰越金	116,044
5 諸収入		160,473
	1 受託事業収入	150,473
	2 雑収入	10,000
6 県債		659,000
	1 県債	659,000
歳 入 合 計		6,872,412

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 流域下水道事業費		6,872,412
	1 流域下水道建設費	4,526,409
	2 流域下水道管理費	2,336,003
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		6,872,412

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	659,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

平成26年度富山県病院事業会計予算

(富山県立中央病院の予算の総則)

第1条 平成26年度富山県立中央病院の予算は、第2条から第11条に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 事業量

(1) 病床数	733床
一般病床	665床
結核病床	16床
感染症病床	2床
精神病床	50床

(2) 患者数

入院患者	年間	229,455人	1日平均	629人
外来患者	年間	343,000人	1日平均	1,406人

2 主要な建設改良事業

新棟建設事業設計費	100,000千円
医療器械整備	739,094千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	22,596,026千円
第1項 医業収益	20,495,763千円
第2項 医業外収益	2,100,262千円
第3項 特別利益	1千円

支 出

第1款 病院事業費用	23,729,102千円
第1項 医業費用	22,128,993千円
第2項 医業外費用	466,450千円

第3項 特別損失 1,133,159千円
 第4項 予備費 500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,916,272千円は、過年度分損益勘定留保資金1,916,272千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 760,347千円
 第1項 企業債 537,000千円
 第2項 補助金 12,852千円
 第3項 出資金 207,994千円
 第4項 固定資産売却代金 1千円
 第5項 資本剰余金 2,500千円

支 出

第1款 資本的支出 2,676,619千円
 第1項 建設改良費 1,121,184千円
 第2項 企業債償還金 1,554,935千円
 第3項 予備費 500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
心臓血管連続撮影装置保守点検業務委託	平成27年度から 平成31年度まで	253,260
眼科部門システム保守点検業務委託	平成27年度から 平成31年度まで	19,548
外来駐車場ゲート化維持管理業務委託	平成27年度から 平成31年度まで	70,855

カルテ管理システム賃借料	平成27年度から 平成31年度まで	9,845
--------------	----------------------	-------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機械等整備費	437,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
新棟建設事業費	100,000			
計	537,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,136,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 10,945,821千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,507,721千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,355,933千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療器械	心臓血管連続撮影装置	2

(富山県総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センターの予算の総則)

第12条 平成26年度富山県総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センターの予算は、第13条から第19条に定めるところによる。

(業務の予定量)

第13条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 主要な建設改良事業

富山県総合リハビリテーション病院・

こども医療福祉センター整備事業 5,838,263千円

電子カルテシステム等病院情報システム導入事業 41,882千円

(収益的収入及び支出)

第14条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		4,737千円
第1項 医業外収益		4,737千円
	支	出
第1款 病院事業費用		4,737千円
第1項 医業費用		2,203千円
第2項 医業外費用		2,534千円

(資本的収入及び支出)

第15条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		5,880,145千円
第1項 企業債		2,476,000千円
第2項 補助金		3,402,164千円
第3項 出資金		1,981千円

支 出

第1款 資本的支出 5,880,145千円

第1項 建設改良費 5,880,145千円

(債務負担行為)

第16条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
太陽光発電パネル設置事業費	平成27年度	28,801

(企業債)

第17条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
富山県総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター整備事業費	2,443,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
電子カルテシステム等病院情報システム導入事業費	33,000			
計	2,476,000			

(一時借入金)

第18条 一時借入金の限度額は、2,476,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第19条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,737千

円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成26年度富山県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度富山県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 509,379MWh
- (2) 主要な建設改良事業 固定資産改良事業 事業費 816,051千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	4,236,567千円
第1項 営業収益	4,112,493千円
第2項 財務収益	12,451千円
第3項 営業外収益	70,955千円
第4項 特別利益	40,668千円

支 出

第1款 事業費	3,683,757千円
第1項 営業費用	3,409,314千円
第2項 財務費用	142,087千円
第3項 営業外費用	90,024千円
第4項 特別損失	37,332千円
第5項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,461,874千円は、当年度分損益勘定留保資金1,033,191千円、過年度分損益勘定留保資金428,683千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	725,539千円
-----------	-----------

第1項 補助金	262,830千円
第2項 投資及び貸付金償還金	462,689千円
第3項 受託工事収入	10千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	2,187,413千円
第1項 建設改良費	1,504,871千円
第2項 受託工事費	10千円
第3項 企業債償還金	678,532千円
第4項 予備費	4,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大長谷第五発電所水車ランナー更新工事費	平成27年度	54,000
上市川第一発電所1号機固定子等更新工事費	平成27年度	115,560
大長谷第五発電所水車発電機修繕工事費	平成27年度	59,400
上市川第一発電所1号機水車発電機修繕工事費	平成27年度	99,360
上百瀬発電所(仮称)建設事業水車発電機等製作据付工事費	平成27年度から平成28年度まで	117,288

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 571,956千円

(2) 交際費 190千円

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成26年度富山県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度富山県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	40,101,090m ³		
(2) 主要な建設改良事業	西部水道用水供給事業	事業費	35,000千円
	熊野川水道用水供給事業	事業費	228千円
	東部水道用水供給事業	事業費	48,660千円
	固定資産改良事業	事業費	313,938千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,071,872千円
第1項 営業収益		1,873,369千円
第2項 営業外収益		144,668千円
第3項 特別利益		53,835千円
	支	出
第1款 事業費		1,876,095千円
第1項 営業費用		1,661,651千円
第2項 営業外費用		198,600千円
第3項 特別損失		15,344千円
第4項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額930,463千円は、当年度分損益勘定留保資金846,353千円、過年度分損益勘定留保資金84,110千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		840,312千円

第1項 企業債	103,000千円
第2項 長期借入金	52,443千円
第3項 出資金	684,859千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	1,770,775千円
第1項 建設改良費	397,826千円
第2項 企業債償還金	752,949千円
第3項 他会計借入金償還金	620,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部水道用水費供給事業費	53,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
東部水道用水費供給事業費	50,000			
計	103,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 230,132千円

(2) 交際費 55千円

(他会計からの補助金)

第9条 水源開発及び広域化対策に要する経費にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、70,000千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成26年度富山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度富山県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|--------------------------|-----|----------|
| (1) 年間総給水量 | 77,036,170m ³ | | |
| (2) 主要な建設改良事業 | | | |
| 西部工業用水道建設事業 | | 事業費 | 20,000千円 |
| 利賀川工業用水道建設事業 | | 事業費 | 13,350千円 |
| 固定資産改良事業 | | 事業費 | 87,932千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	事業収益		2,294,216千円
第1項	営業収益		2,056,332千円
第2項	営業外収益		223,841千円
第3項	特別利益		14,043千円
		支	出
第1款	事業費		1,826,611千円
第1項	営業費用		1,634,944千円
第2項	営業外費用		184,312千円
第3項	特別損失		6,855千円
第4項	予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,076,860千円は、当年度分損益勘定留保資金868,154千円、過年度分損益勘定留保資金208,706千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		75,755千円

第1項 企業債	58,000千円
第2項 長期借入金	9,028千円
第3項 補助金	3,600千円
第4項 受託工事収入	5,127千円

支 出

第1款 資本的支出	1,152,615千円
第1項 建設改良費	121,282千円
第2項 受託工事費	5,127千円
第3項 企業債償還金	686,267千円
第4項 他会計借入金償還金	339,767千円
第5項 国庫補助金返還金	172千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部工業用水道建設事業費	20,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
固定資産改良費	38,000			
計	58,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用

に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 102,978千円

(2) 交際費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、74,000千円と定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

平成26年度富山県地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度富山県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場年間総駐車台数 153,665台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	114,037千円
第1項 営業収益	106,968千円
第2項 営業外収益	2,069千円
第3項 特別利益	5,000千円
支 出	
第1款 事業費	61,376千円
第1項 営業費用	52,501千円
第2項 営業外費用	7,774千円
第3項 特別損失	601千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額77,126千円は、当年度分損益勘定留保資金17,164千円、過年度分損益勘定留保資金59,962千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	10千円
第1項 雑 入	10千円
支 出	
第1款 資本的支出	77,136千円
第1項 他会計借入金償還金	77,136千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,787千円

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

議案第 21 号

富山県附属機関条例制定の件

富山県附属機関条例を次のように定める。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、執行機関の附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その所掌事務及び委員の定数は、同表に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その属する執行機関の規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

1 知事の附属機関

名称	所掌事務	委員の定数
富山県公共事業 評価委員会	県が実施する公共事業の評価について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7人以内
とやま21世紀水 ビジョン推進会	県の水資源対策に係る計画の策定及び当該計画の実施の推進並びに水源地域の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務	20人以内
富山県産業廃棄 物処理施設審査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2第3項（同法第15条の2	10人以内

会	の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による諮問に依じて調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	
新川地域医療推進対策協議会	魚津市、黒部市、入善町及び朝日町を対象として定める地域医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	25人以内
富山地域医療推進対策協議会	富山市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町を対象として定める地域医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	25人以内
高岡地域医療推進対策協議会	高岡市、氷見市及び射水市を対象として定める地域医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	25人以内
砺波地域医療推進対策協議会	砺波市、小矢部市及び南砺市を対象として定める地域医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他地域医療の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	25人以内
富山県歯科技工士国家試験委員会	歯科技工法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)附則第2条第1項の規定による歯科技工士国家試験の実施に関する事務	10人以内
富山県健康づくり県民会議	県の健康増進計画の策定、当該計画の実施の推進その他健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	30人以内
富山県自殺対策推進協議会	県の自殺対策に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他自殺対策に関する重要事項の調査審議に関する事務	21人以内
富山県周産期保健医療協議会	県の周産期保健医療に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他周産期保健医療に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	14人以内
富山県肝炎認定協議会	富山県肝炎治療特別促進事業の対象となる者の認定について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7人以内

富山県科学技術 会議	県の科学技術の振興に係る計画の策定、当該計画の実施の推進その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	25人以内
富山県入札監視 委員会	県が発注する建設工事に係る入札及び契約の手続の運用に関する重要事項について調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	5人以内
富山県入札契約 適正化検討委員 会	県が発注する建設工事等に係る入札及び契約に関する制度の適正化に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べる事務	7人以内
富山県特定調達 苦情検討委員会	県が行う調達であって、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書4の政府調達に関する協定の対象となるものに関係する供給者からの苦情について調査審議する事務	3人

2 教育委員会の附属機関

名称	所掌事務	委員の定数
富山県転任等審 査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条の2第1項及び第4項の規定による認定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の2第2項の規定による判断に関し、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、及び教育委員会に対して答申する事務	10人以内

議案第 22 号

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例制定の件

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例を次のように定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により条例で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。

区域	定数（人）
高岡市	375
魚津市	121
氷見市	145
滑川市	73
黒部市	111
砺波市	104
小矢部市	80
南砺市	155
射水市	213
中新川郡舟橋村	7
中新川郡上市町	59
中新川郡立山町	77
下新川郡入善町	72
下新川郡朝日町	59

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 23 号

富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例制定の件

富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基
準等を定める条例を次のように定める。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条—第33条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用す
る場合を含む。第4条において同じ。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に
基づき、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。
以下同じ。）等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利
用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を
営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に

応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

（申請者の要件）

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又は富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（次号及び第33条において「暴力団員等」と総称する。）がある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1と

する。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信

者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用

についても居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、利用者の同意を得た上で、当該居宅サービス計画を主治の医師に交付しなければならない。ただし、主治の医師が交付を希望しない場合は、この限りでない。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (15) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (16) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (17) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営

むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(24) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(25) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(26) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画

及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介

護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の従業者の任用の際における職責、職務内容等の要件を書面をもって定め、当該指定居宅介護支援事業所の全ての従業者に周知するよう努めるものとする。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力する

とともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

イ 第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第16条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第16条第14号に規定するモニタリングの結果の記録

- (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

- (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての

記録

(暴力団員等の排除)

第33条 指定居宅介護支援事業者の役員及び指定居宅介護支援事業所の管理者（管理者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）は、暴力団員等であってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第34条 第3条、第2章及び前章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援（法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第34条において準用する第21条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定により居宅介護サービス計画費（同条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と、前条第1項中「の役員」とあるのは「（法人にあっては、その役員）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

議案第 24 号

富山県薬事審議会条例一部改正の件

富山県薬事審議会条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県薬事審議会条例の一部を改正する条例

富山県薬事審議会条例（昭和36年富山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（専門部会及び専門委員）

第7条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 3 専門部会は、委員及び専門委員で組織する。
- 4 専門部会に属する委員は、会長が指名し、専門委員は、会長の推薦により、第4条第1項各号に掲げる者のうちから知事が任命する。
- 5 専門部会に専門部会長を置き、会長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 6 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 7 専門部会長に事故があるときは、専門部会に属する委員又は専門委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の
件

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第28項を削り、同表第28の 2 項を同表第28項とする。

別表第 3 第 9 項を削り、同表第 9 の 2 項を同表第 9 項とし、同表第14項を次のように改める。

14 削除

別表第 4 第 1 項中「第 9 の 2 項」を「第 9 項」に改め、同表第27の 2 項第32号中「第 5 号」を「同項第 5 号」に改め、同項中第39号及び第40号を削り、第41号を第39号とし、第42号から第45号までを 2 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 第28項を削り、同表第28の 2 項を同表第28項とする改正規定、別表第 3 第 9 項を削り、同表第 9 の 2 項を同表第 9 項とする改正規定及び別表第 4 第 1 項の改正規定は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例一部改正の件

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条を第15条とし、第7条から第12条までを2条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の2条を加える。

（指定管理候補者選定委員会）

第7条 知事等は、第4条又は第5条第1項の規定により指定管理候補者を選定するため、指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、指定管理者に管理を行わせる公の施設ごとに置くものとする。ただし、知事等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 選定委員会は、委員5人以上10人以内で組織する。

4 委員は、公の施設の管理運営、利用等に関し識見を有する者及び県職員のうちから、知事等が任命する。この場合において、県職員である委員の数は、委員の総数の半数以上であってはならない。

5 委員の任期は、任命の日から第14条の規定による指定の告示の日までとする。

6 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

7 委員長は、県職員である委員以外の委員のうちから互選する。

8 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

9 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

11 選定委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

12 前各項に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、規則等で定める。

(指定管理者評価委員会)

第8条 知事等は、指定管理者が行う公の施設の管理の業務の実施の状況等について、適時に評価させるため、指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、委員3人以上8人以内で組織する。

3 委員は、公の施設の管理運営、利用等に関し識見を有する者のうちから、知事等が任命する。

4 委員の任期は、任命の日から当該任命の日の属する年度の末日までとする。

5 前条第2項及び第6項から第12項までの規定は、評価委員会について準用する。この場合において、同条第7項中「県職員である委員以外の委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 27 号

富山県職員定数条例一部改正の件

富山県職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「904人」を「915人」に、「2,858人」を「2,853人」に、
「581人」を「579人」に、「8,448人」を「8,452人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 28 号

知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件

知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

知事等の給与の特例に関する条例及び富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 知事等の給与の特例に関する条例（平成16年富山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「平成25年 7月 1 日から平成26年 3月31日まで」を「平成26年 4月 1 日から平成27年 3月31日まで」に、「100分の17」を「100分の15」に、「100分の12」を「100分の10」に改め、同条第 2 項中「平成20年 4月 1 日」を「平成26年 4月 1 日」に、「には」を「の地域手当の支給割合は」に、「地域手当は、支給しない」を「富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「給与条例」という。）第10条の 2 第 2 項第 6 号に定める支給割合から 100 分の 2 を減じた割合とする」に改める。

第 2 条第 1 項中「平成25年 7月 1 日から平成26年 3月31日まで」を「平成26年 4月 1 日から平成27年 3月31日まで」に、「100分の12」を「100分の10」に改め、同条第 2 項中「平成20年 4月 1 日」を「平成26年 4月 1 日」に、「には」を「の地域手当の支給割合は」に、「地域手当は、支給しない」を「給与条例第10条の 2 第 2 項第 6 号に定める支給割合から 100 分の 2 を減じた割合とする」に改める。

第 3 条第 1 項中「平成25年 7月 1 日から平成26年 3月31日まで」を「平成26年 4月 1 日から平成27年 3月31日まで」に、「100分の12」を「100分の10」に改め、同条第 2 項中「平成20年 4月 1 日」を「平成26年 4月 1 日」に、「には」を「の地域手当の支給割合は」に、「地域手当は、支給しない」を「給与条例第10

条の2第2項第6号に定める支給割合から100分の2を減じた割合とする」に改める。

第4条第1項中「平成25年7月1日から平成26年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」に、「100分の12」を「100分の10」に改め、同条第2項中「平成20年4月1日」を「平成26年4月1日」に、「には」を「の地域手当の支給割合は」に、「地域手当は、支給しない」を「給与条例第10条の2第2項第6号に定める支給割合から100分の2を減じた割合とする」に改める。

(富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 富山県一般職の職員等の給与の特例に関する条例(平成17年富山県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「平成25年7月1日から平成26年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」に、「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項若しくは第18条第1項の規定により採用された職員(次項において「臨時的任用職員等」という。))を除く。))及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年富山県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。))第2条から第4条まで又は富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年富山県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。))第3条の規定により採用された」を「のうち次に掲げる」に改め、「、任期付職員条例第7条及び第9条第2項並びに任期付研究員条例第5条」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 富山県立大学長並びに給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当するものとして規則で定めるもの 100分の3
- (2) 給与条例第8条の規定により管理職手当を支給される職員(前号に掲げる職員及び給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下であるものを除く。) 100分の2

第1条第2項を削る。

第2条中「平成20年4月1日」を「平成26年4月1日」に、「任期付職員条例」を「富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）」に、「任期付研究員条例」を「富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は平成17年改正条例附則第12条」を削り、「100分の3」を「100分の2」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 29 号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等一部改正の件

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例 (昭和32年富山県条例第34号)

の一部を次のように改正する。

附則に次の 4 項を加える。

18 平成26年 4月 1 日において38歳に満たない職員 (同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年富山県条例第 2 号) 第 7 条第 1 項又は富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成13年富山県条例第 3 号) 第 5 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。) のうち、当該職員の平成19年 4月 1 日、平成20年 4月 1 日及び平成21年 4月 1 日の第 4 条第 3 項の規定による昇給その他の号給の決定の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成26年 4月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。

19 勤務時間条例第 2 条第 2 項に規定する育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

20 勤務時間条例第 2 条第 4 項に規定する任期付短時間勤務職員に対する附則第 18 項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で

除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

21 平成26年4月1日以降に単純労務職員から職員となつた者のうち、その者の受ける給料月額が平成24年3月31日に受けていた給料月額と富山県単純労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成24年富山県規則第19号）第2条の規定による改正前の富山県単純労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年富山県規則第60号）附則第5項又は第6項の規定による給料の額から当該額の2分の1の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が8,000円を超えるときは、8,000円とする。）を減じた額との合計額に達しない者については、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年富山県条例第131号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項各号列記以外の部分中「額）」の次に「から当該差額の2分の1の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、その額が8,000円を超えるときは、8,000円とする。）を減じた額に相当する額」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 30 号

富山県職員等退職手当支給条例一部改正の件

富山県職員等退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2 月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 5 項第 2 号中「第55条」を「第 8 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

富山県「北日本放送」社会福祉事業基金条例一部改正の件

富山県「北日本放送」社会福祉事業基金条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県「北日本放送」社会福祉事業基金条例の一部を改正する条例

富山県「北日本放送」社会福祉事業基金条例（昭和39年富山県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び」の次に「日本電信電話株式会社の株式1万株並びにこれらの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例一部改正の件

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10,000分の9」を「100,000分の44」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（基金の処分の特例）

2 第7条の規定にかかわらず、基金は、当分の間、法附則第14条の2に規定する事業の財源に充てる場合は、これを処分することができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 33 号

富山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例一部改正の件

富山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条
例

富山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第46号）
の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年 5月31日」を「平成27年 5月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 34 号

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例一部改正の件

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

- (7) 不妊治療のうち体外受精及び顕微授精に係る経済的負担の軽減を図る事業の財源に充てる場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

富山県自殺対策緊急強化基金条例一部改正の件

富山県自殺対策緊急強化基金条例の一部を次のように改正する。

平成26年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

富山県自殺対策緊急強化基金条例（平成21年富山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

富山県消費者行政活性化基金条例一部改正の件

富山県消費者行政活性化基金条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

富山県消費者行政活性化基金条例（平成21年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

富山県緊急雇用創出臨時特例基金条例一部改正の件

富山県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県緊急雇用創出臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の創出」の次に「、生活困窮者に対する自立の支援」を加える。

附則第2項中「平成27年6月30日」を「平成28年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

富山県高等学校生徒修学等支援臨時特例基金条例一部改正の件

富山県高等学校生徒修学等支援臨時特例基金条例の一部を次のように改正する。

平成26年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県高等学校生徒修学等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条
例

富山県高等学校生徒修学等支援臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第47号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（基金の処分の特例）

- 3 第 6 条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫に返納する場合は、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。